

移動等円滑化評価会議の設置について

平成31年2月26日

国土交通省

1 組織

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第4条第1項及び第52条の2に基づき、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者が定期的に、移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、移動等円滑化評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。
- (2) 評価会議に、移動等円滑化に係る特別の事項を把握評価させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 委員等の委嘱

委員及び臨時委員は、移動等円滑化に係る施策に関し知見を有する者のうちから、国土交通大臣が委嘱する。

3 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。
- (3) 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する把握評価が終了したときは、解任されるものとする。
- (4) 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

4 座長

- (1) 会議に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 分科会

- (1) 評価会議は、必要に応じ、分科会を置くことができる。
- (2) 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- (3) 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- (4) 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 庶務

評価会議の庶務は、国土交通省総合政策局安心生活政策課において総括し、及び処理する。

7 雑則

前各項に定めるもののほか、評価会議及の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が評価会議に諮って定める。

移動等円滑化評価会議 運営規則

平成31年2月26日
移動等円滑化評価会議決定

(趣旨)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四条第一項及び第五十二条の二の規定に基づく移動等円滑化評価会議（以下「評価会議」という。）の議事の手続きその他評価会議の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 評価会議は、座長が招集する。

2 座長は、評価会議を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、評価会議の委員及び当該議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。

(書面による議事)

第三条 座長は、やむを得ない事由により会議を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、会議の開催に代えることができる。

(議長)

第四条 座長は、議長として評価会議の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第五条 座長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、評価会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録等)

第六条 評価会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、議事録を非公開とすることができる。

3 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利害を害するおそれがあるときは、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、評価会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、座長が評価会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年2月26日から施行する。

分科会の設置について

平成31年2月26日

移動等円滑化評価会議決定

1 地域分科会の設置

(1) 地域における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、以下の分科会を設置する。

- ・北海道分科会
- ・東北分科会
- ・関東分科会
- ・北陸信越分科会
- ・中部分科会
- ・近畿分科会
- ・中国分科会
- ・四国分科会
- ・九州分科会
- ・沖縄分科会

(2) 各地域分科会の庶務は、必要に応じて関係機関の協力を得て、各地域の地方運輸局交通政策部及び地方整備局企画部（北海道分科会においては北海道開発局開発監理部）において処理する。ただし、沖縄分科会の庶務は、内閣府沖縄総合事務局運輸部及び開発建設部において処理する。

(3) 各地域分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。